

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
用途廃止済航空機の処分	茨城地本—W220901	
	作 成	令和4年9月22日
	変 更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部（以下「官側」という。）において実施する用途廃止済航空機の処分について規定する。

1.2 用語及び定義

a) 用途廃止済航空機

官側が保有する無償貸付航空器材（広報用航空機）のうち、用途廃止済となり不用決定されたOH－6J及びUH－1H

b) 解体

用途廃止済航空機について、破壊、切断、粉碎、押しつぶし、溶解すること（石綿含有品目の取り外し及び封じ込めを含む。）をいう。

c) 解体品

本仕様書に基づき、解体した用途廃止済航空機及びその附属品

d) 有価物

有償で売払いできるもの又は市場調査等により売払いできると判断されるものをいう。

1.3 引用文書

この仕様書作成の参考にする文書は次の文書によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

- 1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

用途廃止済航空機（4機）を次に示す展示場所から役務履行場所へ運搬（搬出・運送・搬入）し、エンジン部を除く航空機本体の解体及び解体品の売払い、併せて廃棄物処理までの工程を一式として行うものとする。

工程日時は官側が調整するものとし、官側、契約相手側、展示場所の3者が対応可能な日時で実施する。

a) 展示場所及び数量

- 1) 成田国際航空専門学校（茨城県取手市西野1842）
：用途廃止済航空機2機（OH－6J、UH－1H）
- 2) 内原ヘルスパーク（茨城県水戸市内原町1384番地2）
：用途廃止済航空機1機（UH－1H）

- 3) 小美玉市 小川 B&G 海洋センター（茨城県小美玉市野田 2 6 9 番地 1）
：用途廃止済航空機 1 機（UH－1 H）

b) 役務履行場所

役務履行場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約相手方の処理工場等の敷地内を原則とする。

2.2 役務の作業方式

役務の作業方式は、次に示す表 1 のとおりとする。

表 1－作業工程

番号	工程名	作業内容
1	入場点検	各展示場所にて役務対象品の外観を点検する。
2	運搬	2.2.1 による。
	整理・清掃	各展示場所において、搬出後に付着したごみ等を除去・清掃する。
3	解体	2.2.2 による。
4	解体品の売払い	2.2.3 による。
5	廃棄物処理	2.2.4 による。
6	完成検査	3.2 による。

2.2.1 運搬

- a) 運搬に必要な器材及び車両等は、契約の相手方が準備するものとする。
- b) 用途廃止済航空機は、運搬可能な状態にし、法令等に基づいて運搬するものとする。
- c) 取り付けてある銘板については、入場点検時に契約の相手方が取り外し、裁断する。その際、取り外し後と裁断後の状態を官側で写真撮影するものとする。
- d) 運搬は、展示場所から役務履行場所までとし、経路については最も経済的な通常の経路とする。
- e) 契約の相手方は、運搬時の紛失・盗難防止に留意するものとする。
- f) 運搬の履行に当たっては、平日午前 9 時～午後 5 時を基準とするも、その時間を超える場合又は土日祝日を含む場合は、契約担当官等との調整によるものとする。
- g) 運搬の履行に伴い、監督官等の指示による整理・清掃を確実に行うものとする。

2.2.2 解体

解体は、役務履行場所にて実施するものとし、次による。

a) 解体指示

- 1) 契約の相手方は、不正転用等防止のため、官側指定の役務対象品について解体するものとする。
- 2) 契約の相手方は、調達要領指定書に基づき修復復元して再使用できない状態に解体する。その際、収集運搬上必要となる解体は、契約相手方の裁量によるものとする。
- 3) 解体の履行に使用する資器材等は任意とし、契約の相手方の負担とする。
- 4) 解体の履行は 4 機全てのエンジンの取り外しが終わってから実施するものとし、履行までの間、契約の相手方は用途廃止済航空機及びその附属品の紛失・盗難防止に留意するものとする。

2.2.3 解体品の売払い

解体品のうち、官側が指定する有価物は契約の相手方が買い取り、その代金を本役務の代金より差し引くものとする。有価物の詳細については、調達要領指定書のとおりとする。

2.2.4 廃棄物処理

- a) 解体品のうち、附帯発生する廃棄物については契約の相手方が適正に廃棄処理するものとする。
- b) 処理基準は、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令等諸規則を遵守し、契約の相手方は適正に処理する責任を負うものとする。
- c) 処分数量は、当該実施日に実測した重量をもって確定とする。
- d) 委託された産業廃棄物は、破碎、溶融又は圧縮等により処分するものとする。

- e) 産業廃棄物の収集及び運搬、併せて産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の準備は、契約相手方が実施するものとする。
- f) マニフェストの処置は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3で定めるところによるものとする。
- g) 契約相手方は、産業廃棄物の処分業務が完了した後、直ちに計量票及びマニフェストを履行期限までに契約担当官等へ提出するものとする。
- h) 官側から役務対象品の受領書を受け取り、受領側記載欄に社印等を押印後、速やかに官側へ提出するものとする。

2.3 履行期限

契約締結日から令和5年3月31日（金）

2.4 代金の支払

完了検査確認後、適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

3 監督・検査

3.1 監督

監督は、各工程の結節時に官側の立会において実施するものとする。

3.2 検査

役務の完了検査については、完了日から14日以内を基本とし、仕様書に示された提出書類のうち官側の検査官が履行期限までに、マニフェスト（E票）を確認することにより完了するものとする。

その他必要な事項は、調達要領指定書のとおりとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

本役務での提出書類は、調達要領指定書によって指定をする場合を除き表3のとおりとし、速やかに官側に提出するものとする。

表3－提出書類

名称	時期等	数量	提出先
現場代理人指名・変更通知	任意様式で、契約後	1 部	自衛隊茨城地方協力本部 総務課管理班
現場代理人略歴書			
工程表			
着手届	任意様式で、着手前		
完了届	任意様式で、完了後		
工事写真	完了後		
作業日誌	任意様式で、完了後		
マニフェスト（計量票含む。）	各段階ごと処理を終了後		
その他官側が指示するもの。			

注 工事写真は、(社)公共建設協会発行「工事写真ガイドブック」等を参考に作業前・作業中・完了後、官側の指示する箇所を撮影し、速やかにサービス版で整理し提出することとする。

4.2 保全

契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は官側の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに注意を喚起するものとする。また、作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

4.4 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、事故防止に万全を期さなければならないものとする。
- b) 契約の相手方は、有価物等の飛散又は流出等がないよう防止策を講ずるものとする。
- c) 契約の相手方は、本仕様書に規定する作業以外の事象が発生した場合は、速やかに作業を中止し、官側に申し出るものとする。
- d) 本役務に際し、履行要領及び日程等について契約担当官等と十分打ち合わせを行うものとする。
- e) 本役務の履行に伴う発生材は、全て契約の相手方が処分するものとする。
- f) 本役務の履行に際し、国又は自治体及び民間施設等の財産に損傷を与えないように十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。

4.5 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合又は明示がない事項については、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	2 P D C 1 A 0 0 0 1 0
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 9 月 2 2 日
	作 成 部 課	自 衛 隊 茨 城 地 方 協 力 本 部 総 務 課
	作 成 年 月	令 和 4 年 9 月 2 2 日
品 名	用途廃止済航空機の処分	
仕 様 書 番 号	茨城地本—W 2 2 0 9 0 1	

指定事項

1 用途廃止済航空機解体要領

別紙（付表、付図を含む）のとおりとする。

2 有価物の詳細

用途廃止済航空機 1 機あたりの有価物は、表によるものとする。

ただしエンジンについては官側にて解体及び回収するものとする。

表（単位：kg）

目 項	品目 素材	OH－6 J	
		航空機（本体）	エンジン
1	アルミ（屑）	2 9 9 . 8	4 . 4
2	鋼（屑）	5 7 . 0	4 4 . 2
3	鉄（屑）		0 . 4
4	チタニウム（屑）	0 . 9	0 . 1
5	マグネシウム（屑）	5 . 9	
6	銅（屑）	2 3 . 6	1 1 . 0
7	鉛（屑）		2 . 2
8	ステンレス（屑）	2 0 . 2	
9	非金属（屑）	3 7 . 0	0 . 4
計		4 4 4 . 4	6 2 . 7

目 項	品目 素材	UH－1 H	
		航空機（本体）	エンジン
1	アルミ（屑）	4 8 4 . 0	2 0 . 4
2	鋼（屑）	1 8 8 . 0	1 7 0 . 2
3	チタニウム（屑）	2 8 . 0	
4	マグネシウム（屑）	6 0 . 0	1 0 . 8
5	銅（屑）	5 8 . 0	3 6 . 0
6	鉛（屑）	5 9 . 0	
7	ステンレス（屑）		0 . 1
8	非金属（屑）	7 5 . 0	1 0 . 2
計		9 5 2 . 0	2 4 7 . 7

3 調整先

自衛隊茨城地方協力本部 総務課管理班

TEL 0 2 9－2 3 1－3 3 1 5

FAX 0 2 9－2 3 1－3 3 1 6

用途廃止済航空機解体要領（基準）

部位等		細 部 要 領
機 体	計器類	付表 1、2 に示す計器類は、再使用できないように要所を破壊又は押しつぶし、確認欄に確実に記入し作業日誌等に添付する。
	胴 体	再生できないよう付図 1、2 に示す箇所を切断又は破壊するほか、原形をとどめない程度に切断する。
	プロペラ及び ローター・ブレード	再生できないように切断する。
	武装等	1 Telescopic Site Unit (T S U) は、原形をとどめない状態に破壊又は押しつぶす。 2 チャフディスペンサーは、破壊又は押しつぶす。
	防弾板	防弾性能を判別できないよう溶解する。
エンジン		1 タービン・ブレード、タービン・シャフト、燃料噴射系統、点火系統を破壊の対象とする。 2 タービン・ローター・アッセンブリをディスクとベアリングの箇所で切断又は破壊する。 3 多段式タービンについては、シャフトと各ステージのディスクを切断又は破壊する。 4 各系統の部品は、再使用できないように破壊する。
大型部品 (トランス・ミッション、 ローター・ハブ等)		各系統の部品は、再使用できないように要所を破壊又は押しつぶす。
訓練器材 (シミュレーター、訓練台 トレーナー及びこれに類す る訓練器材)		修復復元して再使用できないように破壊する。

OH-6J 計器一覧

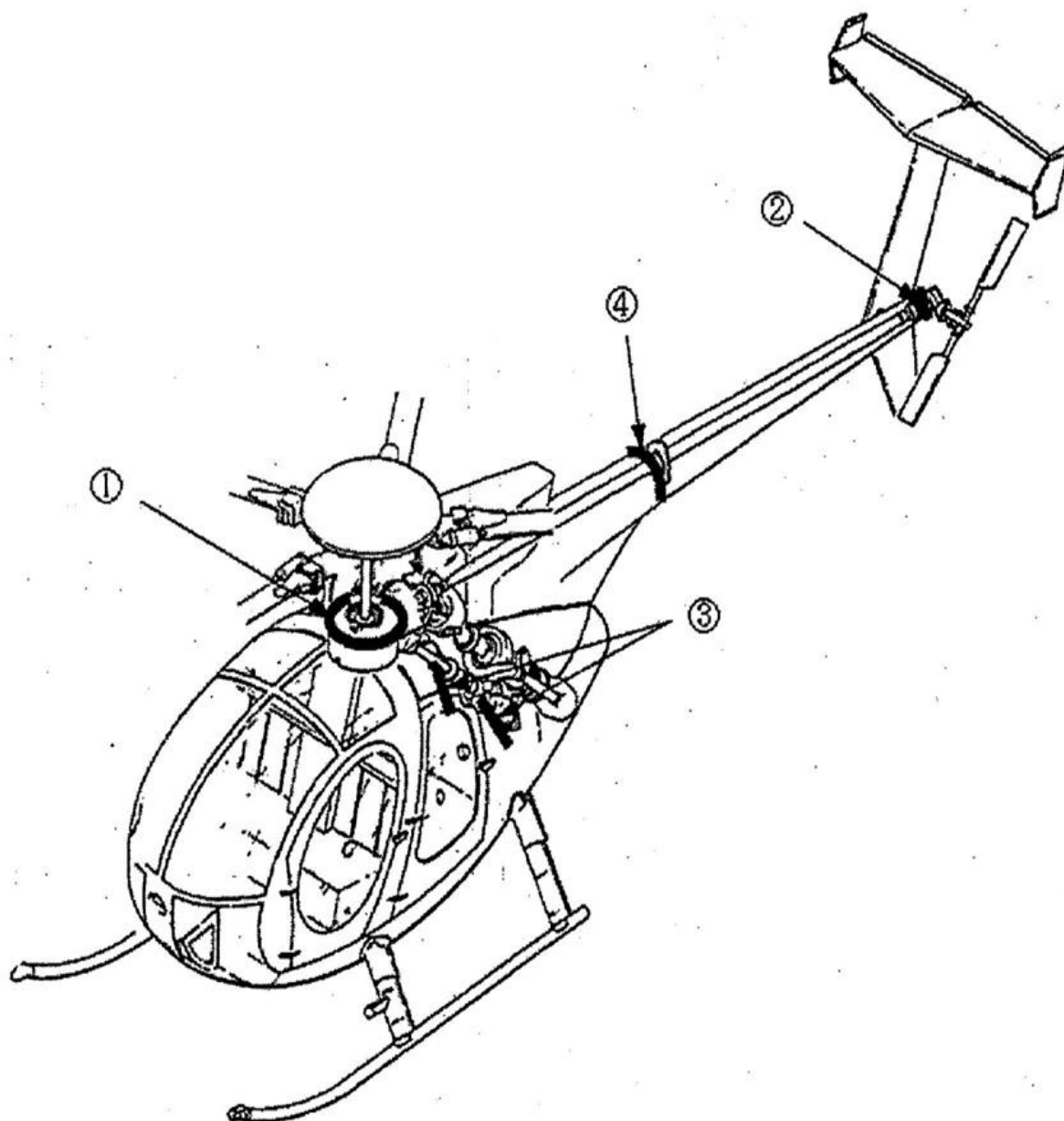
連番	名 称	確 認	備 考
1	応答高度計		
2	姿勢指示器		
3	速度計		
4	トルクゲージ		
5	時計		
6	方位指示器（ADF指示器）		
7	N2及びローター回転計指示器		
8	タービン出口温度計		
9	N1回転計指示器		
10	インストルメント・パック （電圧計、エンジン油温計及びエンジン油圧計）		
11	燃料量計		
12	昇降計		
13	旋回傾斜計		
14	外気温度計		

UH-1H 計器一覧

連番	名 称	確 認	備 考
1	対気速度計		
2	姿勢指示器（A I）		
3	計器板表示器（S D U）		
4	高度計（エンコーダ内臓）		
5	電波高度計		
6	方位指示器（R M I）		
7	昇降計		
8	燃料計		
9	燃圧計		
1 0	ガス・プロデューサ回転計		
1 1	電圧電流計		
1 2	トランスミッション油温／油圧計		
1 3	エンジン湯温／油圧計		
1 4	タービン・ガス温度計		
1 5	トルク計		
1 6	姿勢命令指示器（A D I）		
1 7	高度計		
1 8	デュアル回転計		
1 9	電波高度計（送受信指示器、副指示器）		
2 0	水平位置指示器（H S I）		
2 1	時計		
2 2	PMD（近距離暗視装置搭載機に適用）		
2 3	T C A S 表示器（T C A S 搭載機に適用）		
2 4	外気温度計		
2 5	スタンバイ（マグネチック）・コンパス		

胴 体
OH-6 J

	切断又は破壊する部位
①	メイン・トランスミッション取付部
②	テール・トランスミッション取付部
③	エンジン・マウント取付部
④	胴体セクション及びテールブーム結合部



胴 体
UH-1H

	切断又は破壊する部位
①	胴体とテール・ブーム結合部
②	メイン・トランスミッション取付部
③	エンジン取付部
④	ギヤ・ボックス取り付け結部

